

議案第15号

富士見市債権管理条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
について

富士見市債権管理条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年2月14日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

富士見市債権管理条例の施行に伴い、富士見市債権管理条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市債権管理条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(富士見市道路占用料条例の一部改正)

第1条 富士見市道路占用料条例(昭和43年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「督促手数料及び」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「第3項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第3項中「第9条第3項」を「第9条第2項」に改める。

(富士見市国民健康保険高額医療費資金貸付条例の一部改正)

第2条 富士見市国民健康保険高額医療費資金貸付条例(昭和60年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第4条中「すべて」を「全て」に改める。

第13条中「一」を「いずれか」に改める。

第14条を削り、第15条を第14条とし、第16条を第15条とし、第17条を第16条とする。

(富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第3条 富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業施行規程(平成4年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第27条の見出し中「督促手数料及び」を削り、同条第1項中「第25条又は前条」を「前2条」に改め、「督促1回ごとに法第110条第4項に規定する国土交通省令で定める額に相当する額の督促手数料及び」を削る。

(富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第4条 富士見都市計画事業鶴瀬駅東口土地区画整理事業施行規程(平成12年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第25条の見出し中「督促手数料及び」を削り、同条第1項中「第23条又は前条」を「前2条」に改め、「督促1回ごとに法第110条第4項に規定する国土交通省令で定める額に相当する額の督促手数料及び」を削る。

(富士見市国民健康保険出産費資金貸付条例の一部改正)

第5条 富士見市国民健康保険出産費資金貸付条例（平成13年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第13条を削り、第14条を第13条とし、第15条を第14条とし、第16条を第15条とする。

（富士見市借上型コミュニティ賃貸住宅条例の一部改正）

第6条 富士見市借上型コミュニティ賃貸住宅条例（平成15年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第13条の見出し中「及び延滞金等」を削り、同条第2項及び第3項を削る。

（富士見市公共物管理条例の一部改正）

第7条 富士見市公共物管理条例（平成16年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第17条の見出し中「督促手数料及び」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「第3項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第4項中「第17条第3項」を「第17条第2項」に改める。

（富士見市準用河川占用料等徴収条例の一部改正）

第8条 富士見市準用河川占用料等徴収条例（平成16年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「督促手数料及び」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「第3項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第2項中「第6条第3項」を「第6条第2項」に改める。

（富士見市営住宅条例の一部改正）

第9条 富士見市営住宅条例（平成21年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第22条の見出し中「及び延滞金」を削り、同条第2項及び第3項を削る。

附則第5項を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。